

第1章 計画の基本的事項

1. 緑の基本計画とは

「葉山町緑の基本計画」（以下「本計画」という。）は、都市緑地法*第4条に基づき、町が策定する「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであります。

公園の整備や特別緑地保全地区*の設定など都市計画制度に基づく施策と、住民参加による緑化活動など都市計画制度によらない施策や取組みを体系的に整理した緑とオープンスペース*に関する総合的な計画です。

都市緑地法 第4条第1項

市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、基本方針に基づき、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定めることができる。

2. 計画改定の視点

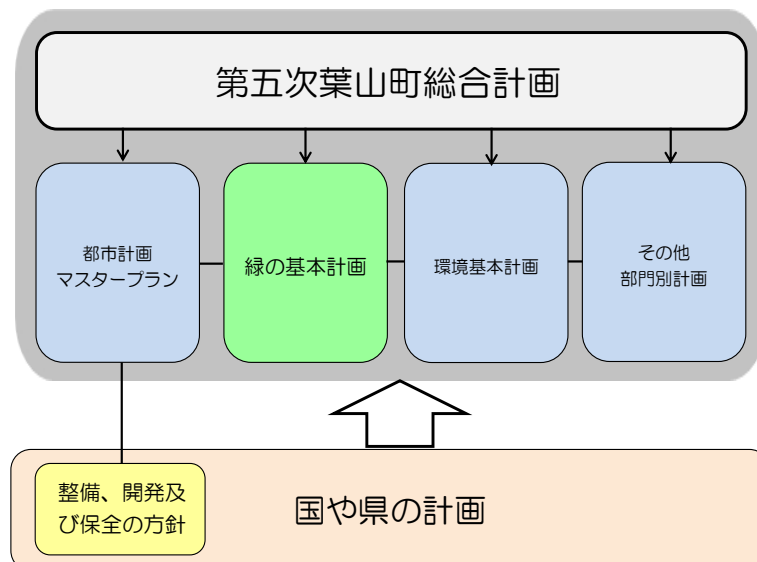
第五次葉山町総合計画（以下「総合計画」という。）基本構想では、葉山の豊かで緑あふれる自然を未来へと守りつないでいくこととあわせて「持続可能な開発目標（SDGs*）」を踏まえつつ、町民一人ひとりが社会の一員として生活できることを目指しています。

前計画における計画期間においては、本町の緑の根幹をなす緑地は現状を維持していることから、基本的には前計画に引続き維持保全に努めるとともに、多発する異常気象による災害など重大な環境問題が発生している現状を踏まえ、より災害防止の視点を加え、適切な維持保全がされるよう改定を行うこととしました。

3. 計画の位置付け

本計画は、葉山町の策定する計画の中で最上位計画である総合計画を支える個別計画であると同時に、「葉山町環境基本計画」*や「葉山町都市計画マスタープラン」を支える、緑とオープンスペースに関する分野別計画です。また、国や神奈川県による広域的な緑施策に対応した町の計画でもあります。

なお、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」*、「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」*、「かながわ生物多様性計画 2024-2030」*との整合を図るとともに、その他、本町の関連計画との連携を図るものとしします。



4. 計画の期間

最上位計画である総合計画は、基本構想の計画期間を令和7（2025）年度から令和22（2040）年度までの16年間としています。本計画に大きな関連がある都市計画マスタープランが、総合計画との整合を図りつつ、令和7年12月に改定されたことから、本計画は、総合計画及び都市計画マスタープランの計画年度と連動し、令和22（2040）年度までを計画期間とします。ただし、計画期間が長期にわたるため、社会環境の著しい変化などの外的な要因、今後の関連計画による方針の決定、各施策の進行状況などを考慮して、必要に応じて見直し・修正を行います。

西暦(年度)	'25	'26	'27	'28	'29	'30	'31	'32	'33	'34	'35	'36	'37	'38	'39	'40
令和(年度)	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
総合計画	基本構想 16年間（令和7年3月策定）															
	基本計画 4年間				基本計画 4年間				基本計画 4年間				基本計画 4年間			
都市計画 マスタープラン	15年間（令和7年12月改定）															
緑の 基本計画	15年間（令和8年3月改定）															

●第五次葉山町総合計画

葉山町が策定する計画の中で最上位のものであり、町の将来像を示したまちづくりの指針として、葉山町が目指すまちづくりの大きな方向性やそれを実現するための施策などを定めた計画。

●都市計画マスタープラン

町における土地利用の基本的事項を示すもので、都市づくりの理念・目標を掲げ都市づくりの方針（全体構想）、地域づくりの方針（地域別構想）など町全体のランドデザインに関する計画。

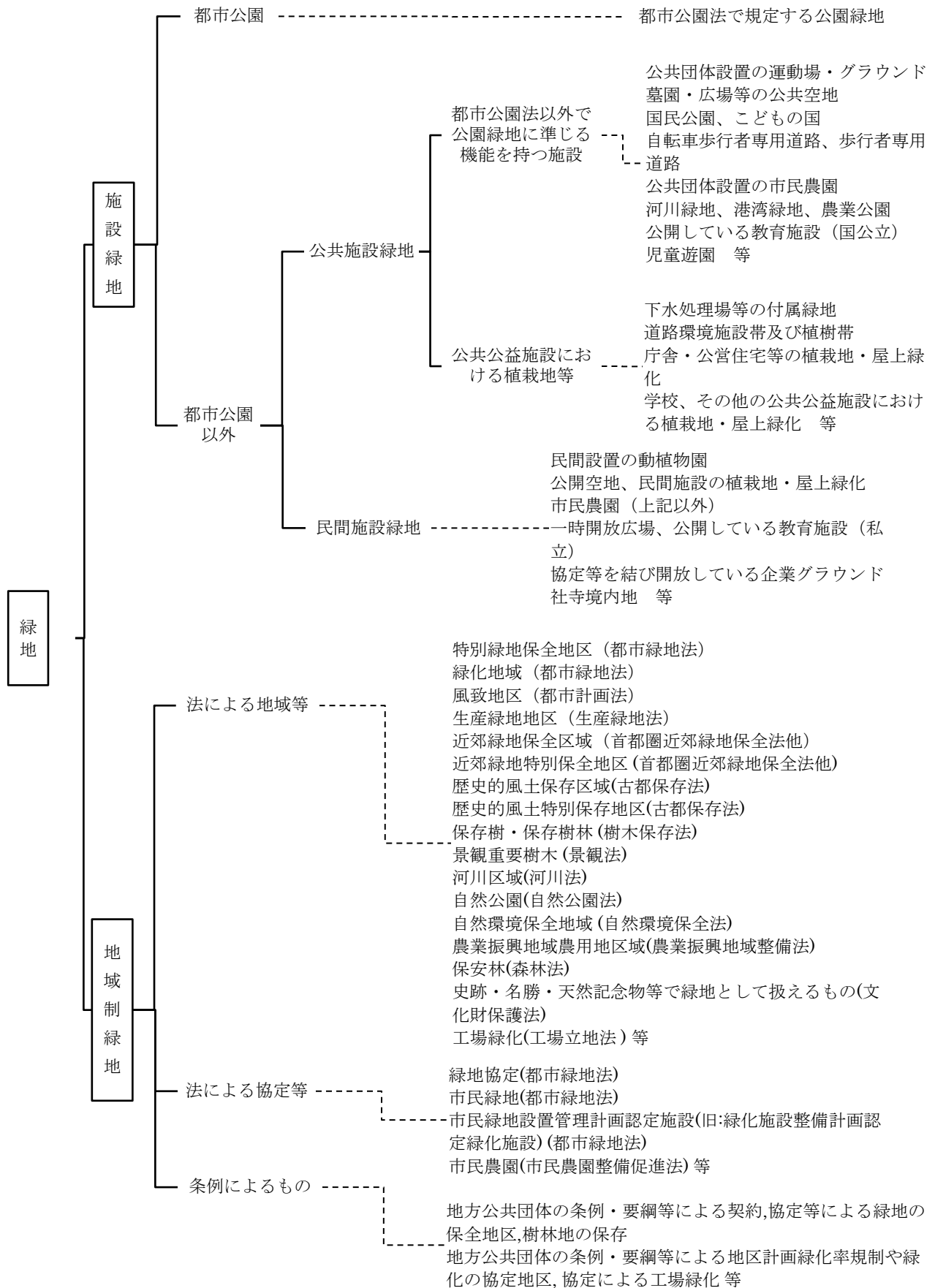
5. 計画の対象とする緑

本計画で対象とする「緑」は、「緑地」*とし、「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって良好な自然環境を形成しているもの（都市緑地法第3条）」とします。

緑地は、緑を保全するために法律や条例等によって、土地利用や開発等が規制された特定のエリアを示す「地域制緑地」*と、公園や公共施設における緑など、国や地方公共団体等が所有権を持ち、広く公の利用に供されている緑やオープンスペースを指す「施設緑地」*の二つに分類されます。

なお、本計画では「緑」について、樹木や草など植物に覆われた土地又は植物（特に樹木）そのものを指す狭義の意味と、これにグラウンドや裸地、水面など、建物や交通施設などに覆われていない空地を含める広義の意味を文脈に応じて使い分けるなど、都市緑地法に定められた「緑地」よりも広い概念で捉えるものとします。

【緑地の体系図】



6. 緑の果たす役割

緑は、私たちが健康で快適な生活を営む上で、欠くことのできない重要な存在です。また、緑は私たちにとって様々な役割を果たしてくれています。

(1) 地球温暖化の防止など環境保全に果たす役割

近年、人間の経済活動に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの増加や森林の伐採等による地球温暖化が全世界的な問題となっています。緑は二酸化炭素を吸収する働きがあることから、地球温暖化防止のための重要な役割を果たしています。

また、地下水を涵養することやヒートアイランド現象の緩和など、緑は環境保全に対して重要な役割を果たしています。

(2) ふれあいやレクリエーションの場としての役割

都市に残る緑は、四季の変化を楽しむことのできるレクリエーション空間を提供し、人々の健康を維持・増進させてくれるとともに、自然観察や環境学習の場としても積極的に利用されています。

(3) 都市防災に果たす役割

公園等のオープンスペースは、災害時の避難場所となるほか、災害復旧・復興の拠点としても機能します。また、街路樹や公園、住宅地の庭木などの市街地の緑は、大火の延焼を遮断し、人々を火災の熱から守る避難路、爆発等の緩衝壁となり、防災上重要な役割を果たします。

(4) 良好な都市景観の形成に果たす役割

季節感あふれる都市景観は、人々に潤いと安らぎを与え、日常生活を営む上でアクセントになります。遠景に望む山々や市街地の背景となる丘陵の斜面樹林などは、緑豊かな都市景観を構成する上で骨格的な役割を果たすほか、街路樹や市街地の緑は、コンクリート等の人工物で覆われた都市景観をやわらげ潤いのある美しい街並みを形成するとともに、鎮守の森や屋敷林などは地域のシンボルとして、地域の個性やふるさとの風景を形成しています。こうした様々な緑は、良好な都市景観を構成する上で重要な役割を果たしています。

(5) 生物多様性を育む役割

緑は、多様な生物の生息・生育・繁殖の場として重要な役割を果たします。特に、二子山周辺では、里地・里山生態系が形成されており、トウキョウサンショウウオなど希少な生物が生息しています。

